

上尾市長等政治倫理条例

条例の目的

この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、市長、副市長及び教育長が、その権限又は地位の影響 力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する 正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

制定の経緯

ト尾市西貝塚環境センターの入札に関する事件に対する第三者調査委員会から「今回のような事件を再び起こさないようにす

るため、市長や市議会議員等政治家が業者との不適切な関係を持たず、その清廉性及び透明性を確保するため政治倫理条例を制定することが不可欠。」といっ た提言がなされたことによるもの。

条例(案)の骨子

市長等の責務

1. 政治倫理基準

政治倫理基準に違反の疑い

- ▶ 地位を利用した金品の授受の禁止
- ▶ 市が行う請負契約や指定管理者の指定に関し、特定の事業者に 有利な取計らいの禁止
- ▶ 職員の採用に関する推薦・紹介の禁止
- ▶ 職員の職務に関する不当介入の禁止
- ▶ 政治活動に関する道義的批判を受けるおそれのある寄付受領の禁止

請負契約の辞退、指定管理者の指定禁止に違反の疑い

2. 請負辞退·指定禁止

次の法人は、市発注の請負契約等の辞退、指定管理者の指定の禁止

- ▶ 市長等が役員、または実質的に経営に携わっている法人
 - ①資本金等の3分の1以上出資
 - ②経営方針や主な取引に関与
- ▶ 市長等の配偶者、2親等以内及び同居の親族

3. 資産公開

資産等報告書に疑義

- ◎資産等報告書等を提出し、閲覧に供する
- ▶ 市長の「資産、所得、関連会社、税等の納付状況」 ※必要な証明書を添付

4. 市民の調査請求権

有権者100分の1 以上の連署

※疑いを証する資料を添付

5. 政治倫理審査会

遵守するための仕組み

委員は任期2年、3人とし、次の職務を行う。

◎意見書の提出

速やかに閲覧に供

し、その要旨を公表

- > 資産等報告書等の審査
- ▶ 市民の調査請求権に係る 事案の調査
- > その他、政治倫理確立の ため必要な事項について、答申・建議
- ▶ 説明会の主宰

6. 問責制度

市長等が逮捕された後、その職にとどまろうとするとき

- ▶ 市長等は、市民に対する説明会の開催を求めることができる。
- ▶ 市長等は、起訴、または有罪判決後、市民に対する説明会を開催しなければ ならない。
- ※開催されないときは、有権者50人以上の連署で開催請求が可能

有罪判決の宣告後、刑の確定したときは、辞職するものとする。